

平成26年12月

小型電子計算機買入  
仕様書

第五管区海上保安本部

## 仕様書

### 1 概要

本仕様書は、小型電子計算機の購入に必要な要件、その他の必要な事項について定めたものである。

### 2 件名

小型電子計算機買入

### 3 品名、構成及び数量

小型電子計算機 85台

### 4 納入期限

平成27年3月31日

### 5 納入場所

神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部警備救難部 刑事課

### 6 仕様

#### 6.1 機能要件

##### (1) ハードウェア構成

- ① オペレーティングシステムが「Windows 7 Professional 32ビット正規版(SP1)(日本語版)」で問題なく動作すること。
- ② 当庁が使用するウイルス対策ソフトウェア（ウイルスバスターコーポレートエディション）が動作すること。
- ③ 筐体は、ノート型とする。
- ④ CPUは「インテル® Core i5-3230M」以上の処理能力を有するものを搭載すること。
- ⑤ メインメモリは2GB以上であること。
- ⑥ 320GB以上の内蔵記憶容量があること。
- ⑦ 光学ディスクドライブは、内蔵型 DVD スーパーマルチドライブ型のものを1台搭載すること。
- ⑧ モニターは15.6インチ以上のTFTカラー液晶とする。また、外部モニターとの2画面同時表示が可能であること。HD又はFWXGA(1,366×768ドット)以上のものであること。

- ⑨ インターフェースは、次のものを内蔵すること。
- イ USBポート 3個以上(内1個はUSB3.0とする。)
  - ロ LANポート 1個以上  
(10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T の自動切り換えが可能なネットワークインターフェイスが装備されていること。PCMCIAタイプのLANカードは不可とする。)
  - ハ 外部ディスプレイコネクタ 1個以上  
(アナログRGB ミニDsub 15ピン)
- ⑩ USB接続の光学式マウス(3ボタン)1個を付属すること。
- ⑪ スピーカー及びマイクロフォン端子が搭載され、かつ、オーディオ機能を有すること。
- ⑫ ORDG又はJIS X6002-1980の情報処理系キーボード配列に準拠しているキーボードであり、内蔵ポインティングデバイスによる誤動作を防ぐ機能を有するものであること。
- ⑬ キーボードはテンキーが付いているものとするか、別途USB接続のテンキー1個を付属すること。
- ⑭ バッテリーを内蔵すること。
- ⑮ 電源アダプターを1個付属すること。
- ⑯ Webカメラを搭載する機器、無線LAN等の無線機能を有する機器である場合は、使用できない措置がとれるものであること。
- ⑰ 省電力機能を備え、最大消費電力は100Wを超えないこと。
- ⑱ 導入機器は、通常のオフィス環境にて運用可能なものであり、かつ、単相AC100V(50/60Hz)で動作するものであること。
- ⑲ 次の使用条件で異常なく動作すること。
- |    |                  |
|----|------------------|
| 温度 | 5~35℃            |
| 湿度 | 30~80% (結露しない状態) |

## (2) ソフトウェア構成

買い入れる端末機で動作が保証されている次のソフトウェアを導入すること。

なお、各ソフトウェアについては、ライセンス契約による調達を可とする。

- ① Windows 7 Professional 32ビット正規版(SP1)(日本語版)
- ② Windows Internet Explorer
- ③ Microsoft Office 2013 Standard

## 6.2 法令順守（コンプライアンス）

導入機器は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に適合していること。

## 6.3 設定作業等

- ① 指定のソフトウェア（Windows 7 Professional 32 ビット正規版（SP1）（日本語版）、Microsoft Office 2013 Standard、Microsoft Access 2013 Runtime、Adobe Reader 最新版）をインストール後、最新の状態にアップデート及びパッチ処理を行うこと。
- ② ウイルス対策ソフトやゲーム等、当庁担当職員が指示するソフトウェアを全てアンインストールすること。
- ③ ①、②の設定状態となるような、リカバリーディスク（Ghost 等で作成）とリカバリー手順書を添付すること。
- ④ 設定作業完了後、クライアント PC に展開する前に、マスター PC の設定内容を当庁担当職員により、確認すること。
- ⑤ 各種設定等について、納入前に担当者と詳細な打合せを行うこととする。

## 6.4 保証期間等

納入日から起算して 1 年以内の障害については、請負者が無償で責任を持って迅速に性能、機能を回復させること。

## 7 秘密の保持

請負者は、納入作業内容等で知り得た情報は、いかなる場合も第三者に漏洩してはならない。

また、納入、修理等で庁舎に出入りする時は、その身分を証明するものを必ず携帯しなければならない。

## 8 その他

8.1 導入機器には、日本語で記載されている取扱説明書及び保証書を添付すること。

8.2 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当庁担当職員と協議し、その指示に従うこと。

また、仕様書に明記のないものであっても特に必要と認められる軽微な

事項については、契約の範囲内で処理すること。

- 8.3 納入する物品については全て同一機種とし、その仕様については、6.1 及び 6.2 に適合する仕様とし、応札前に別紙 1「仕様確認申請書」を提出し、支出負担行為担当官の承認を得たものとする。

なお、仕様確認申請書には、納入物品の仕様を確認できるカタログ等の書類を添付すること。

- 8.4 納品時に端末機の製造番号を記した一覧表を提出すること。